



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*9 和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金貸与規則の一部を改正する規則 (医務課)..... 1

## 規 則

### 和歌山県規則第9号

和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金貸与規則の一部を改正する規則

和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金貸与規則 (平成28年和歌山県規則第63号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、県内における産科医の確保及び充実を図るため、産婦人科専門医資格を取得するための研修を、県内分娩取扱医療機関において受けている医師又は県内分娩取扱医療機関において産科診療業務に従事しようとする医師に対し、和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金を貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 産婦人科専門医資格 公益社団法人日本産科婦人科学会が認定する産婦人科専門医の資格をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 研究資金 医師が県内分娩取扱医療機関において産科診療業務に従事し、自らの専門性を高めるための資金をいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>(貸与の対象者)</p> <p>第3条 産科医確保資金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 研究資金 県外において産科診療業務に従事する医師又は県外に居住し、産科診療業務に従事した経験のある医師で、新たに県内分娩取扱医療機関に勤務し、産科診療業務に従事しようとするもの</p> <p>(貸与の額等)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、県内における産科医の確保及び充実を図るため、産婦人科専門医資格を取得するための研修を、県内分娩取扱医療機関において受けている医師又は産婦人科専門医資格を有する医師で、<u>県内分娩取扱医療機関において産科診療業務に従事しようとする者</u>に対し、和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金を貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 産婦人科専門医資格 公益社団法人日本産科婦人科学会が認定する産婦人科専門医の資格をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 研究資金 <u>産婦人科専門医資格を有する医師が県内分娩取扱医療機関において産科診療業務に従事し、自らの専門性を高めるための資金をいう。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(貸与の対象者)</p> <p>第3条 産科医確保資金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 研究資金 県外において居住し、又は<u>県外の医療機関に勤務する産婦人科専門医資格を有する医師で、新たに県内分娩取扱医療機関に勤務し、産科診療業務に従事しようとするもの</u></p> <p>(貸与の額等)</p>

第4条 略  
2 略  
3 産科医確保資金の貸与期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、貸与期間終了後、引き続き県内分娩取扱医療機関で産科診療業務に従事している間は、産科医確保資金の返還債務の履行を猶予する。  
(1) 研修資金 貸与を行った日の属する月から  
2年間  
(2) 研究資金 貸与を行った日の属する月から  
1年間

第4条 略  
2 略  
3 産科医療確保資金の貸与期間は、貸与を行った日の属する月から2年間とする。ただし、貸与期間終了後、引き続き県内分娩取扱医療機関で産科診療業務に従事している間は、産科医療確保資金の返還債務の履行を猶予する。

別記第1号様式中

「

男・女 (続柄： ) 年 月 日生
-------------------------

」を「

(続柄： ) 年 月 日生
------------------

」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式 (第5条関係)

誓 約 書

和歌山県産科医確保資金の貸与を受けることとなった上は、和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金貸与規則 (平成28年和歌山県規則第63号) の条項を堅く守ることはもちろん、貸与期間を含む (2年・4年) 以上県内分娩取扱医療機関において産科医として産科診療業務に従事することを誓います。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者本人住所

氏名

㊟

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。